

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案要綱

第一 道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十三号）の施行に伴い、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）について所要の規定の整理を行うものとする。

（本則関係）

第二 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月三十日）から施行するものとする。

（附則関係）